

協同組合・商業組合・工業組合事務局の皆様へ

【お役立ち情報】

災害欠損金による法人税繰戻し還付の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

前年度黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年に納付した法人税の還付を受けることができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

＜災害損失欠損金の繰戻し制度とは＞

災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、前2年以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

＜災害損失金に該当するもの＞

- ・飲食業者等の廃棄損・廃棄処分した器具備品等の除却損・消毒するために支出した費用・配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止で、廃棄した商品等の廃棄損

